

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループでは、コーポレート・ガバナンスをステークホルダーに対する企業価値の最大化を図るための経営統治機能と位置付けております。経営統治機能の確立に向けて、社外監査役の選任を行い、迅速な意思決定が可能かつ業務執行に対する強い監督機能を持った体制作りに注力しております。また、経営の透明性の確保と環境変化への対応力の継続的向上にも努力しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
小淵 宏二	4,175,000	32.57
田澤 知志	1,020,000	7.95
株式会社SBI証券	208,200	1.62
野村證券株式会社(常任代理人 株式会社三井住友銀行)	93,651	0.73
野村證券株式会社	91,600	0.71
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	87,624	0.68
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	81,000	0.63
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) (常任代理人 野村證券株式会社)	69,500	0.54
瀬戸 章宏	60,000	0.46
大和証券株式会社	59,100	0.46

支配株主(親会社を除く)の有無 更新 ———

親会社の有無 更新 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新 東京 JASDAQ

決算期 更新 3 月

業種 更新 情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員数 更新 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 更新 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 更新 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新 10 名

定款上の取締役の任期 更新 1 年

取締役会の議長 更新 社長

取締役の人数 更新 7 名

社外取締役の選任状況 更新 選任している

社外取締役の人数 更新 1 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新 1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k

永井 文隆 公認会計士

※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
永井 文隆	○	独立役員に指定しております。	公認会計士としての専門的な知識・経験等を有しており、企業会計のコンサルタントに従事されてこられた経験等を活かしていただけると判断したためです。なお、同氏は当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツを平成23年8月に退職しており、また、同氏と当社の間で締結していた会計コンサルティング契約も既に解消済みであります。このことから、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したため、平成27年6月26日の定時株主総会において当社の取締役に選任されたのち、本人の同意を得て、同日開催の取締役会において独立役員に指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 更新 設置している

定款上の監査役の員数 更新 3 名

監査役の人数 更新 3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

常勤監査役は、会計監査人と監査実施期間中を含め、適宜、意見交換を行っております。その内容について監査役会にフィードバックするとともに、監査上の問題の有無について検討し、監査手続に反映させております。

社外監査役の選任状況 更新 選任している

社外監査役の人数 **更新** 2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 **更新** 2 名

会社との関係(1) **更新**

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小野 隆弘	税理士													
大森 彩香	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2) **更新**

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小野 隆弘	○	独立役員に指定しております。	税理士としての専門的な知見を有しており、大手証券会社の審査部長をつとめるなど、豊富な経験から適切な助言・提言をしていただけるものと判断したためです。また、当社との取引上の利害関係がないこと及び特定事業関係者にも該当しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないため、当社取締役会の承認及び本人の同意を得て、独立役員として指定しました。
大森 彩香	○	独立役員に指定しております。	弁護士業に関する豊富な知識と様々な分野における高い見識を有しており、その知識等を当社の監査体制に活かしていただくためです。また、当社との取引上の利害関係がないこと及び特定事業関係者にも該当しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないため、当社取締役会の承認及び本人の同意を得て、独立役員として指定しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 **更新** 3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 **更新** ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

職務の士気高揚を目的として、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者 **更新** 社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社取締役、従業員について、職務の士気高揚を目的として、ストックオプションを付与しております。新株予約権の行使は、当社に在籍していることを条件としております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況 **更新** 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

有価証券報告書において、取締役及び監査役に支払った総額を記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の
有無 **更新** あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、内規に基づき報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針の内容及び決定方法を定めております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

主に経営戦略本部担当者が、連携を密にとる事により、社外取締役および社外監査役の情報収集をサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

・取締役会

取締役会は7名で構成されています。毎月開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会も開催され、経営上の重要な意思決定や業務執行に対する監督を行っております。

・監査役会

当社は監査役会制度を採用しております。監査役会は3名の監査役で構成され、定期的に監査役会を開催しております。監査役会は1名の常勤監査役と2名の非常勤監査役で構成されております。常勤監査役の小野隆弘氏は、税理士資格を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役は、経営の妥当性、効率性、コンプライアンスに関して幅広く検証し、適宜経営に対して助言や提言を行っております。

・会計監査人

会計監査人については、有限責任監査法人トーマツを選任しております。監査人に対しては、正しい経営情報を提供するため、正しい数値情報の提供にとどまらず、実地検査についても積極的に協力し、公平不偏の立場から適切な監査を実施するための環境を提供しております。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員 : 猪瀬 忠彦 高橋 篤史

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名、その他 6名

(注)その他は、公認会計士試験合格者、システム監査担当者であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は、独立性の高い社外取締役1名および社外監査役2名(内1名は常勤監査役)を選任しております。また、当社では取締役の任期を1年とし、取締役各自が相互牽制機能を発揮し、緊張感をもって経営に当たることで、十分なコーポレート・ガバナンス体制が構築できていると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明		代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを「IRポリシー」として定めており、当社ホームページ上で公開しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	これまで四半期毎に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	四半期毎に決算説明資料を、当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営戦略本部内に、IR担当者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明	
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示に関するポリシーを「IRポリシー」として定めており、当社ホームページ上で公開しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 重要

内部統制システムの整備及び推進を行い、その体制の強化を図るため、当社グループでは、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制を実施し各種規程を整備するのみならず、事業面、技術面、管理面などにおいて、当社グループ独自に策定したチェック項目を半期ごとに取締役、各担当執行役員及び内部監査担当が確認するとともに、チェック項目のブラッシュアップを日々行うことによって、健全な組織の構築及び財務報告の適正性を保つ内部統制システムの整備を推進しております。また、経営の透明性向上に向けての施策、コーポレート・ガバナンス体制強化のための施策、個人情報保護のための施策、公益通報者保護制度を含むコンプライアンス強化のための施策について検討しております。詳細につきましては以下をご参照下さい。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 取締役会は、法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的として制定した「行動規範」を率先垂範して行い、その遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底をはかる。また、法定遵守体制にかかる規程の整備を行い、コンプライアンス体制の整備を行う。また、弁護士等の外部専門家から、必要に応じてアドバイスを受ける体制を整え、業務運営の適法性の確保に努める。
 - b. 当社は、報告・相談体制である「スピークアップ制度」を設けて社内においてコンプライアンス違反が行われ、又は行われようとしていることが判明した際に、報告・相談を受け付ける体制を構築する。また、公益通報者保護法に準じて、通報内容を適正に取り扱い、通報者情報の秘匿など通報者に対して不利益な扱いを行わない旨定める。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る文書その他の情報については、当社の「文書管理規程」に基づき、適切に保存及び管理を行う。
3. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 当社及び当社グループは、個人情報に関する規程、情報セキュリティに関する規程などのリスクマネジメントに関する規程に基づき、リスクの洗い出しと軽減に取り組み、リスク管理体制を構築する。
 - b. 当社は、代表取締役社長が、当社グループのリスク管理について全体的に統括し、継続的に監視すると共に、経営に重大な影響を与えるリスクについては、取締役会に遅滞なく報告される体制を整備・維持する。
 - c. リスクマネジメント担当部署は、当社グループに関するリスクの把握に努め、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。
 - d. 当社及び当社グループのリスク管理体制の有効性については、内部監査担当を含む経営幹部が定期的に監査を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 当社は、定例の取締役会を原則毎月1回、必要に応じ臨時取締役会を随時開催し、法令・定款・社内規程に基づき迅速に重要事項の決定ならびに業務執行状況の管理・監督を行える体制を整備する。また、常勤取締役及び常勤監査役に代表取締役社長の指名を受けた者をメンバーとする経営会議を定期的に開催し、事業の基本方針その他業務執行における重要事項について審議を行い、会社経営の基本戦略を議論し、業務遂行の円滑適正な運営を図る。
 - b. 職務分掌規程及び職務権限規程に基づき、職位及び各職位の責任と権限を明確にし、業務の組織的かつ効率的な運営を図るとともに、責任体制の確立を行う。
 - c. 中期経営方針及びロードマップを策定し、目標達成のための活動を行い、その進捗状況を管理する。
5. 次に掲げる体制その他の当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - a. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、原則として子会社の取締役または監査役を当社から1名以上派遣し、子会社の取締役の職務執行の監視・監督または監査を行う。子会社の事業運営、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の整備その他子会社の経営管理については、関係会社管理規程に基づきリスクマネジメント担当部署が担当する。また、子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、定期的な当社への事業の状況及びリスク管理状況に関する報告を徴求し、重要事項については適切な承認を得るものとする。
 - b. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社管理の基本方針および運用方針を策定し、子会社にこれに準拠した体制を構築させる。
 - c. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は子会社に、法定遵守体制にかかる規程の整備を行わせ、コンプライアンス体制の整備を行う。また、弁護士等の外部専門家から、必要に応じてアドバイスを受ける体制の整備をさせ、業務運営の適法性の確保に努める体制を構築させる。
 - d. その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

監査役と内部監査担当が緊密に連携し、当社グループの業務監査を実施する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、必要に応じて監査役の業務補助のため特定の使用人に業務を命じることができるものとする。
7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の業務補助を行う使用人を選任する場合は、取締役と監査役が協議を行い、その使用人の取締役からの独立性を確保するため、適切な指揮、命令、指導及び評価のための管理システムを確立する。
8. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の業務補助を行う使用人として選任している場合には、その使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
9. 当社グループの取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制

常勤監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、業務執行に関する重要な書類を適宜閲覧し、必要に応じて、当社グループの取締役及び使用人に対して、職務執行についての報告を求めることができる。また、当社グループの取締役会は、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。
10. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社グループの役員および従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう必要な措置を講ずるものとする。
11. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の遂行について生じる費用の前払、または償還の手続その他の当該職務について生じる費用または償還の処理については、監査役の請求等に従い速やかに処理する。
12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役に対して、業務執行取締役及び重要な使用人からヒアリングを実施する機会を与えることとともに、代表取締役社長、内部監査担当、監査法人と必要に応じて意見交換会を開催する。
13. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保及び、金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適正な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他関係法令等の適合性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 重要

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に屈服し、癒着することは、企業の社会的責任に反するとともに、当社グループの事業活動そのものの公正性が疑われるため、当社グループはこれらに対し、断固たる姿勢で組織的に対応いたします。
2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社グループは、取締役、本社部門、事業部門が一体となり、取引先全てに対し反社会的勢力にあたらない事を自社及び第三者機関にて調査し、確認を行っております。また、当社グループは、社会法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、特殊暴力防止対策協議会に加盟し、反社会的勢力排除に断固たる姿勢で臨んでおります。万が一、反社会的勢力による不正要求行為等が発生した場合にも、リスクマネジメント担当部

署が中心となり、各都道府県の警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門家との連携をとることの出来る体制を整備しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新 なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

株主総会

選任・解任

選任・解任
会計監査

選任・解任

選任・解任
業務・会計監査

会計監査人

取締役会

監査役会

選任・解任

任命

連携

取締役社長
(代表取締役)

報告

内部監査担当

内部監査

各業務部門

連携

連携

